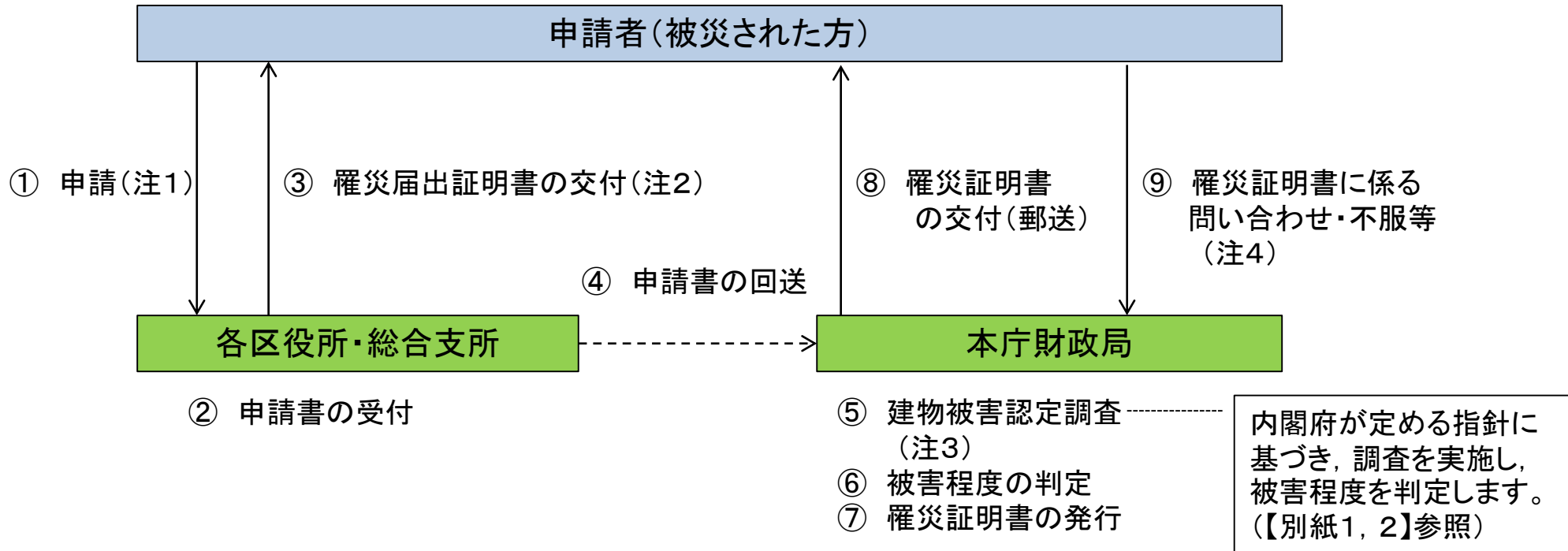


罹災証明書の申請から発行までの流れ

令和3年3月 財務局税務部資産税企画課



(注1) 建物に被害がある方は、「罹災証明書」を申請してください。申請は1棟につき1件必要です。

動産(自動車・家財等)及び土地に被害がある方は、「罹災届出証明書」を申請してください。

※ 建物とは認められないプレハブ式簡易物置やカーポート等に被害があった場合、「罹災届出証明書」を申請してください。

(注2) 「罹災証明書」を申請した方にも、申請を受け付けたことを証明するものとして、「罹災届出証明書」が発行されます。

(注3) 建物被害認定調査は、被害状況を目視で確認することにより行います。

(注4) 「罹災証明書」の内容(被害の程度)に不服がある場合は、再調査の申請をすることができます。申請期限は通知を受けた翌日から起算して3ヶ月以内です。

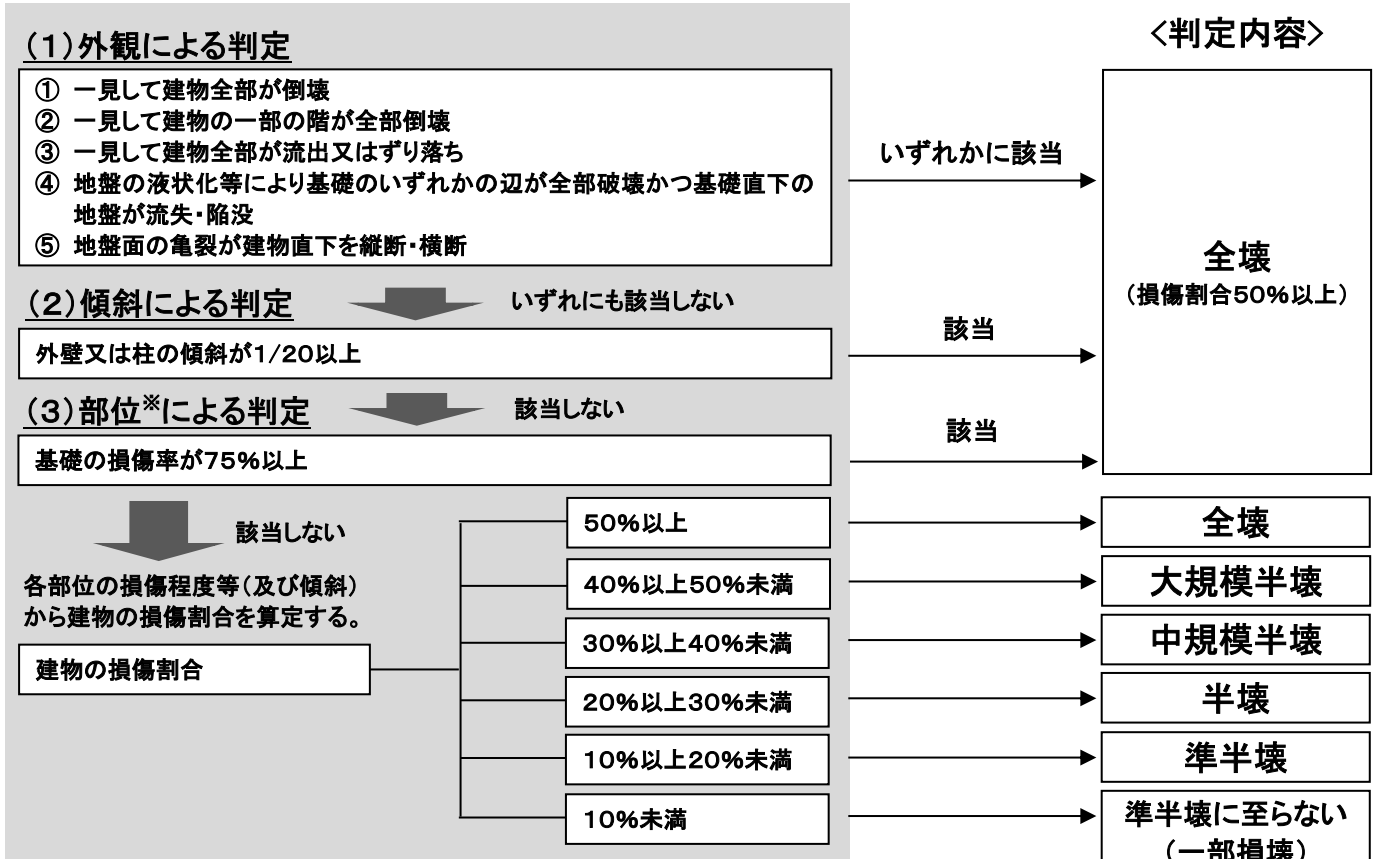
再調査後は、判定内容の変更の有無に関わらず、あらためて「罹災証明書」が発行されます。

【別紙1】建物被害認定調査の流れ及び判定内容

〔例〕地震による被害の場合 木造・プレハブ

① 災害の種類・建物の種類によって判定方法は異なります。

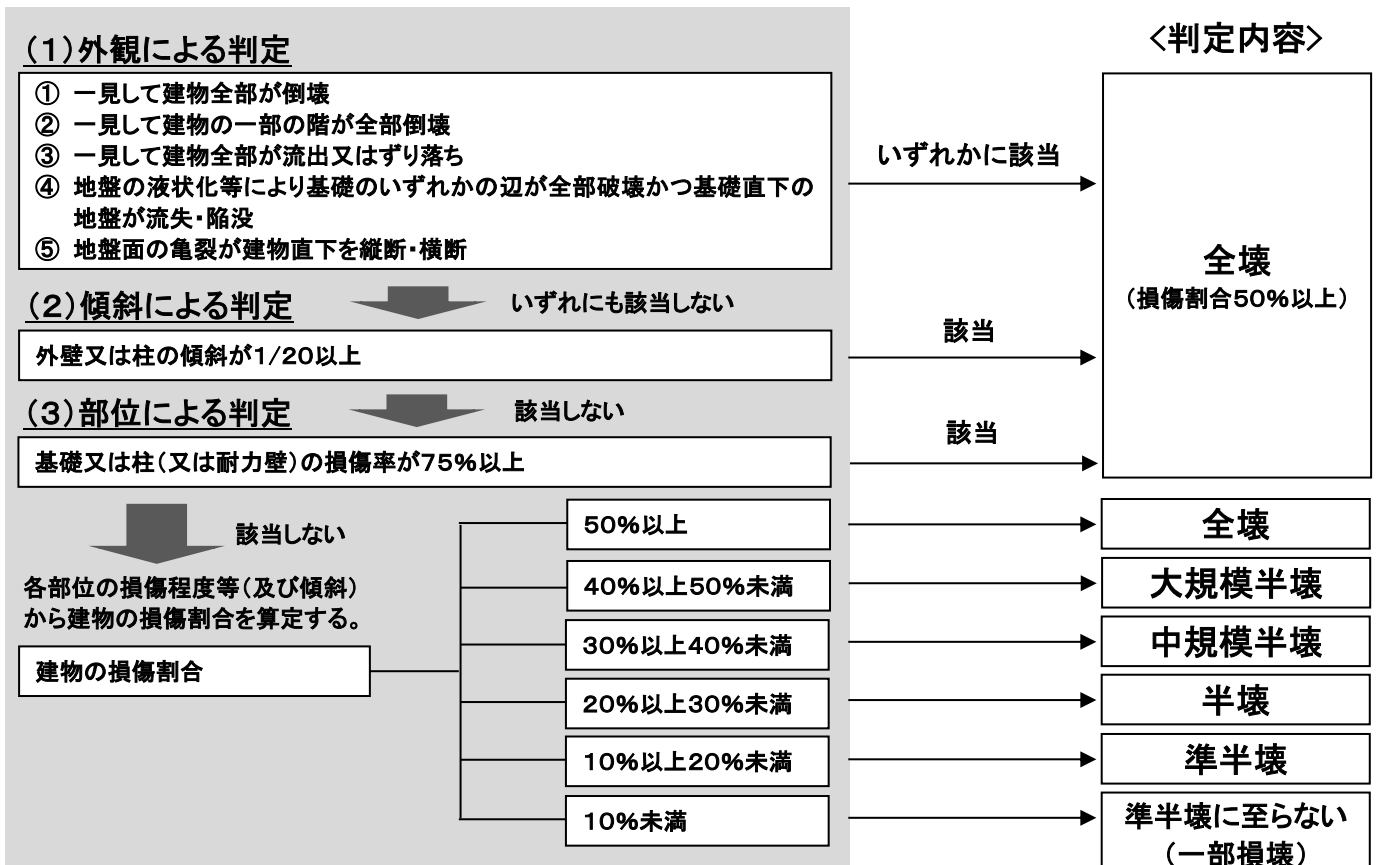
〈第1次調査〉 申請者の立ち会いは不要です。



申請者から申請があった場合

※ 第1次調査における判定の対象となる部位は、屋根、壁(外壁)及び基礎とする。






〈第2次調査〉 申請者の立ち会いが必要です。



【別紙2】建物の被害程度の認定事例

～ 第2次調査・(3)部位による判定をした結果、「一部損壊」となる場合 ～
(木造1階建ての建物)

災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料(損傷程度の例示)／内閣府による。


部位名 (構成比)	損傷例示	損傷程度 (I～V 段階)	損傷部分 の割合	各部位の 損傷率
①屋根(15%)	 棟瓦のずれ, 破損, 落下が著しいが, その他の瓦の破損は少ない。	程度Ⅱ (25%)	50%	2%
②柱・耐力壁 (15%)		損傷なし。	—	0%
③床(10%)		損傷なし。	—	0%
④外壁(10%)	 仕上材が脱落している。	程度Ⅲ (50%)	40%	2%
⑤内壁(10%)	 ボードの目地部にひび割れやずれが生じている。	程度Ⅱ (25%)	80%	2%
⑥天井(5%)		損傷なし。	—	0%
⑦建具(15%)	 蝶番(ちょうつがい)に変形が見られ, 取り付け部が外れている。	程度Ⅱ (25%)	20%	1%
⑧基礎(10%)	 ひび割れ等の損傷長の割合10%	—	10%	1%
⑨設備(10%)		損傷なし。	—	0%
建物全体(100%)の損害割合(各部位の損傷率の合計)				8%

全体の損傷率が10%に満たないため「一部損壊」となります。

詳しい計算方法などは, 次のページをご覧ください。

一部損壊

<参考> 建物の損害割合の算出方法

部位名 (構成比)	損傷例示	損傷程度 (I~V 段階)	損傷部分 の割合	各部位の 損傷率
④外壁(10%)	 仕上材が脱落している。	程度Ⅲ (50%)	40%	2%

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{部位別構成比} \\ \hline 10\% \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{損傷程度} \\ \hline 50\% \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{損傷部分の割合} \\ \hline 40\% \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{各部位の損傷率} \\ \hline 2\% \\ \hline \end{array}$$

一般的な住家を想定し、各部位の施工価格等を参考に設定した建物全体に占める各部位の構成比をいいます。
この構成比は、内閣府が定めた運用指針において、建物の損害割合の算定に用いるために設定されています。

各部位の全面積等に占める当該部位の損傷部分の面積等をいいます(柱は損傷柱本数/全柱本数, 建具は損傷枚数/全建具枚数で割合を算定します)。

被害の程度
を判定

建物の
損害割合

各部位の損傷率の合計
(①屋根から⑨設備までの各部位の損傷率の合計)



Q. 罹災証明書の被害の程度が思ったより低いのはどうしてですか？

A. ① 屋根や外壁といった特定の部位にのみ被害がある場合、これら被害を受けた部位の建物全体における構成比により算定することをご理解願います。

例: 地震で屋根全体に被害を受けた場合

… 損傷の程度が最大でも15%の損害割合となり、「準半壊」に。

② 被害があっても、その被害が一部分に止まる場合、上記の部位別構成比のほか、損傷部分の面積割合等も考慮し算定することをご理解願います。

例: 地震で外壁の約4割の面積が被害を受けた場合

… 外壁の部位別構成比 損傷程度 損傷部分の割合
(10%) × (50%) × (40%) = 2%で「一部損壊」に。